

平成29年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年11月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成29年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕓澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
	○	4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
	○	10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成29年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年11月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 14 時 20 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>11 番 酒井 浩 委員</u> <u>12 番 松田 敏彦 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について 許可不要転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 15 時 20 分

平成29年度第9回魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年度第9回魚沼市農業委員会総会は、平成29年11月27日魚沼市広神コミュニティセンター1階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、整理番号4番櫻井信夫委員、整理番号10番森山武郎委員の2名です。出席者17名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。お願ひいたします。

（時刻は14時20分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告ということでお願ひいたしますが、第1地区部会につきましては部会長欠席ということですので割愛させていただきますが、第2地区部会以降で何かありましたらお願ひいたします。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

特段ありませんが、11月1日の食育出前授業にご協力いただきましてありがとうございました。以上です。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

私どもは特にございませぬ。

第4地区部会副会長（酒井 浩委員）

この前 10 日ですが、食育の出前で須原小学校へ行きましたけど、皆さんのおかげだと思います。なんとか終了することができました。ありがとうございました。以上です。

議 長（上村会長）

ありがとうございました。食育につきましては、先ほども皆様のところへ須原小学校の礼状ということで、子ども達を書いたもの手元に届いたと思います。また読んでいただきたいなと思っています。大変ご苦勞様でございました。

今、事務局並びに部会報告終わったわけですけれども、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になければ次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号11番酒井浩委員及び議席番号12番松田敏彦委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について今月は54件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局、事前配付ということでございます。内容について質問・ご意見等ある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の

合意解約」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の17ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は19件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市内の方ですので、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですのでお諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書18ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****	
	申請地	*****の一部	田 142.93 m ²
	転用目的	農機具格納庫	

整理番号2 申請人 ****
申請地 **** 田 80 m²
転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

では、特にないようすでお諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

許可不要転用届について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第4号「許可不要転用届」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書19ページをお願いします。

日程第3報告第4号「許可不要転用届」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1 申請人 ****
申請地 **** 畑 54 m²
転用目的 昭和56年より****として市へ貸借している。
こちらについては、農地の転用の制限の例外ということで許可不要となっております。農地法施行規則第29条第6項に当りまして、地方公共団体が設置するその他の施設ということで公園が該当するため、許可不要となっております。以上です。

議長（上村会長）

報告第4号について、説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようすでお諮りいたします。報告第4号「許可不要転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書20ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与5件、売買1件、使用貸借権の設定2件、合計8件です。

整理番号1 申請地 ***** 畑ほか2筆 合計1,324.71㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、親から子へ経営を移譲するためです。譲渡人は既に経営を移譲しておりますが、所有権移転をするため、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 ***** 畑 279㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅近くにあり、譲渡人が耕作困難なことから譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 ***** 畑ほか2筆 合計739㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 ***** 田 497㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は以前より譲受人が賃借して耕作しており、譲渡人は市外に居住しており耕作が困難なため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大

型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 **** 田ほか2筆 合計 2,085 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は以前より譲受人が貸借して耕作しており、譲渡人は市外に居住しており耕作が困難なため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 **** 畑 67 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人が耕作している農地と隣接しており、一体として耕作することで効率化が図れることから、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 **** 田ほか6筆 合計 3,799 m²
貸付人 ****
借受人 ****
権利種別 使用貸借権設定 10年間

申請の理由は、孫への経営移譲です。譲渡人が高齢になり、現在の耕作者が指導できるうちに経営主として任せる準備のため、使用貸借権を設定する申請があったものです。譲受人は今までの耕作者から指導を受けながら、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号8番につきましては、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定の申請であるため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配付のとおりです。

以上、整理番号1番から7番まで議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局に続きまして、地区担当委員の調査、補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、推進委員の青島担当の田中推進委員と一緒に現地確認してきました。事務局の説明どおり間違いございません。以上です。

富永虎良委員

整理番号2番ですが、25日に現地行って参りました。今説明があったとおりに間違いございません。

小幡悦男委員

整理番号3番・6番ですが、25日に*****立会いの中で現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。

桜井 誠委員

整理番号4番・5番ですが、地名は*****ということで、ここは*****地区ということで、一番奥のところで今現在雪のため入っていきなくて、訪問確認ということで訪問してきましたけど、今年もつくって来年つくるということで別に問題ないと思います。

渡邊正一委員

整理番号7番ですが、今事務局説明のとおりなんですけど、*****さんがかなり高齢であり、実際はその長男の方がやられているんですけど、長男には後継者がいないということで、この*****さんというのは次男の長男です。ちょっと複雑なんですけど、3,799㎡というのはその*****さんの所有の一部なんですけれども、これを使用貸借権を設定して責任を持った経営をやらせたいということで、その*****さんの長男が、その人が元気なうちにこの次男の長男を指導しながら徐々に経営を移譲していきたいと、こういうことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。本人にも意思確認をいたしまして、十分やる気になっているということです。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番から5番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に関する整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から8番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の22ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	222 m ²
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	農機具格納庫（倉庫）1棟2階建て S56 建築済		
	転用目的	農機具格納庫（倉庫）建築敷地		
	判断理由	申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。		

申請地は*****地内の農地です。申請地は、平成23年に亡くなった義理の父が農地法の許可を得ずに、昭和56年と昭和59年に農機具格納庫を建築し、現在まで宅地として利用しておりました。始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査、補足説明ありましたらお願いいたします。

渡邊弘義委員

整理番号1番ですが、これはなかなか前につくったのにあれだと思いましたが、話を伺いますと、お父さんがつくったのがそのまま亡くなって、先日9月に今度連れ合いの夫が亡くなって、そのときに地目変更をしようと思ったら、それが直っていなかったと。それで、これだけの月日がかかったということです。これは、現場と本人からも話を伺いました。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番について申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当に決定し県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の23ページをお願いします。

議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は8件です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,014 m ²
	新地目	雑種地		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成29年7月の水害により大量の土砂が流入し、農地として復元することが困難になったため。		
整理番号2	申請地	*****	畑	300 m ²
	新地目	山林		
	申請者	*****		
	非農地の原因	50年以上前から耕作していないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号3	申請地	*****	田ほか7筆	合計1,518 m ²
	新地目	山林		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和後期の頃から耕作していないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号4	申請地	*****	畑	101 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作していないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号5	申請地	*****	畑	61 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作していないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号6	申請地	*****	畑ほか3筆	合計308.30 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作していないため、原野化してお		

り農地として復元することが困難なため。

整理番号 7	申請地	*****	畑	165 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作していないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号 8	申請地	*****	田ほか6筆	合計 5,987 m ²
	新地目	山林・原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成 16 年の中越大震災後から耕作していないため山林・原野化しており農地として復元することが困難なため。		

議長（上村会長）

議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号 1 番から整理番号 8 番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書 25 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	86 件
	筆数	395 筆
	面積	323,797.00 m ²

なお、詳細につきましては事前配付のとおりです。

なお、所有権移転はありませんでした。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

確認したいんですが、整理番号 14 番、*****はそのまま*****ということでしょうか。

事務局（穴沢副参事）

金額の表示の間違いでございますので、60 kg と表示してしまいましたので、金額に直しますと*****ということで、訂正お願いいたします。申し訳ありませんでした。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」については計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（米山事務局長）

- ・平成 30 年魚沼市新年賀詞交換会の開催の案内・申し込みについて

事務局（穴沢副参事）

- ・農地利用最適化活動結果シートの記入について

事務局（高橋主任）

- ・平成 29 年新規就農に関する調査の依頼について
- ・全国農業新聞の普及拡大のお願いについて

議 長（上村会長）

それでは、以上を持ちまして本日提案の報告・議案事項の審議を全て終了いたしました。大変ありがとうございました。

（時刻は 15 時 20 分）

上記会議の内容は、平成29年度第9回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
